

司法試験

---

# 平成28年 本試験パーフェクト速報解説

## 解説レジュメ

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド





無料公開講座  
(司法試験) H28本試験パーフェクト速報解説〔刑訴法〕

平成28年度の司法試験の終了直後の無料公開講座になります。答案例は、試験直後に作成したもので、不十分などところがあると思います。出題の趣旨や採点実感が公表されましたら、よりよい答案を作成するために各自研究を重ねてもらえれば幸いです。

平成28年5月22日

LEC専任講師 矢島純一

\*平成28年5月以降に矢島講師が担当する主な新規製作講座

- ① **重要事項完成講座「知識編」** 必修7科目  
合格に必要な基本重要知識のインプット用の講座  
H28.5月から科目単位で順次制作配信
- ② **重要事項完成講座「論文過去問徹底分析編」** 必修7科目  
本試験で求められる法的思考と事例処理能力の習得用の講座  
H28.10月から科目単位で順次制作配信 (ライブ講義クラスも有)  
注：講師作成の解答例は全面見直し
- ③ **矢島ゼミ**  
論文対策から短答対策まで合格に必要な要素を凝縮したゼミ  
H29.1月開講
- ④ **重要事項完成講座「論文知識スピードチェック講座」**  
H29.1月開講
- ⑤ **重要事項完成講座「実践的な合格答案の作成編」**  
H29.3月開講
- ⑥ **選択科目総整理講座「労働法」**  
合格に必要な基本重要知識のインプット用の講座  
H28.4月制作 H28.5月配信  
注：テキストはH28.4に全面改訂・講義も100%リニューアル

\*知識の確認編～重要度ランクの見方

・**記憶する事項 重要ランク**

論文試験で規範(要件)や法律効果などとして答案に書くことがある事項のうち、内容を理解して答案に書けるようにしておかなければならない知識を重要度の高いものから順番に「●」、「◆」、「▲」と記号を付しました。これら事項については重要度の高いものから順番に理解と記憶をして規範として答案に書けるようにしてください。

・**理解する事項 重要ランク**

論文試験で規範として答案に直接書くことは通常はないが、より深い答案を作成するために内容を理解しておくことが必要な知識を重要度の高いものから順番に「◇」、「△」と記号を付しました。これら記号がある事項については、重要度の高いものから読んで内容を納得できる程度の学習をしてください。

・**条文の略記：I=1項 ①=1号 本=本文 但=ただし書 前=前段 後=後段**

・**ナンバリングの大小関係：第1 1 (1) ア (ア) a (a)**

2 職務質問

(1) 意義

一 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に犯された犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者を停止させて質問することができる。(警職法 2 I)。本項にあたる事由を不審事由ということがある。不審事由がないのになされた職務質問は違法になる。○

また、その場で質問すると本人に不利であり又は交通の妨害になると認められる場合には、職務質問をするために付近の警察署等に任意に同行を求め、ことができ(警職法 2 II)。職務質問や職務質問のための任意同行はあくまでも任意のものでなければならず強要されることはない(警職法 2 III)。○

・参考条文～警察官職務執行法

(質問)

2 条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に犯された犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者を停止させて質問することができる。

2 項 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に付近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

3 項 前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは管弁を強要されることはない。

4 項 警察官は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者については、その身体について凶器所持しているかどうかを調べることができる。

(2) 停止を求める行為と有形力の行使の限界

一 警察官は、何らかの犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由など警職法 2 条 1 項の不審事由がある者を、職務質問をするために停止させることができる。ここで問題となるのは、停止を求める際の有形力の行使の限界をどのように解するかである。

○

・まず、職務質問は強要されるものであってはならないので(警職 2 III)、停止を求めるために強制の手段を用いることはできないが、職務質問の実効性を確保するためにある程度の有形力の行使を認めざるを得ない。そこで、警察比例の原則から、職務質問のために停止を求める行為は、必要かつ相当なものといえれば許容されると解される。

・判例は、警職法 2 条 1 項に基づく職務質問のために停止させる方法は、必要かつ相当な行為であれば適法になると解している(最決昭 53.9.22、最決平 6.9.16 等)。

●

・なお、職務質問が特定の犯罪の嫌疑の解明のためにされるときは、その職務質問の実体は捜査そのものとなる。この場合の職務質問は、警職法の規制に併せて刑法の規定が重量的に適用されるとする見解がある。○

例：警察官が、職務質問中に逃げ出した者を追跡して追いついたところを「どうして逃げるのか。」と言いたがその者の背後からその者の腕に手をかけて停止させた行為を適法とした原審の判断を是認した判例がある(最決昭 29.7.15)。○

例：交通取締中の警察官が、赤色信号を無視して交差点に侵入した X の自動車を停車させた後、X が酒臭かったため酒気の検知に応じるよう説得したところ、X は、反抗的な態度を示してエンジンのかかっていた自動車のギアを操作して発進させようとしたので、警察官が、運転席の窓から手を差し入れ、エンジンキーを回転してスイッチを切って運転を制止した行為にき、警職法 2 条 1 項の職務質問を行うための停止させる方法として必要かつ相当な行為であるとされた判例がある(最決昭 53.9.22)。

例：警察官が、覚せい剤常用者特有の顔つきの A を発見し職務質問をするために声

をかけたところ、Aが返答せず反転して逃げ出したため、警察官4人で追いかけた。暴れるAを取り押さえた。その後、警察署への任意同行を拒むAが、片手をパトカーの屋根上に、片手をドアガラスの上に置き、突っ張るような状態で乗車を拒むので、説得したところ、Aは、渋々ながら手の力を抜いて後部座席に自ら乗車したため警察署に同行したという事実で、警察署へのAの同行は、Aが渋々ながら手の力を抜いて後部座席に自ら乗車した点をいかに解しても、その前後のAの抵抗状況に徴すれば、同行について承諾があったものとは認められないとして、任意同行を違法とした（**最決昭 63.9.16**）。○

### (3) 職務質問の現場での留め置き の限界

ア 意義

→職務質問に引き続く現場での留め置きの適法性が問題とされることがある。

関連問題：H28 司法論文第2問設問1

・この問題については、留め置きが身柄拘束の性質を有する処分といえることから、まずは留め置きが強制処分としての実質逮捕に当たるかどうかを検討し、実質逮捕と当たる留め置きは無令状による逮捕として違法となる。一方、実質逮捕に当たらないと判断された場合は、さらに任意捜査の限界の問題として適法性を検討していくことになる。○

・職務質問に引き続く現場での留め置きが実質逮捕に当たるかは、留め置きの時間、留め置きの態様、被疑者の態度、留め置きの必要性など、被疑者の意思に反した身柄拘束といえるかにより判断することが考えられる。○

イ 判例

・職務質問の現場に覚せい剤使用の嫌疑がある被疑者が約6時間半以上、留め置いた措置について、移動の自由を長時間にわたって奪った点において、任意捜査として許容される範囲を逸脱したのもとして違法になるとした判例がある（後掲**最決平 6.9.16**）。○

・なお、判例は、職務質問の現場への留め置きが実質逮捕に当たるかどうかを直接

判断しない傾向にあるが、実質的には、その判断を先行させていると解されている。この点について、平成6年決定は、任意捜査における有形力の行使の適法性についての判断枠組みを示した昭和51年決定（**最決昭 51.3.16**）の基準に照らして、強制手段（刑訴法197条1項1項但書の強制処分）に当たるとはいえないが、必要性、緊急性などを考慮した上で、具体的状況の下において相当と認められる限度を超えて違法と判断したと分析する者がある（調査官解説・186頁参照）。

学説は、平成6年決定に対して、移動の自由を長時間にわたって奪ったという人身の自由の制約があれば、意思の制圧と重大な法益侵害の両方の側面において強制処分（実質逮捕）に当たるというべきであるとの批判をしている。

・判例は、職務質問の現場での留め置きが任意捜査の限界を逸脱するかについて、嫌疑の程度、留め置きの時間、留め置きの態様、被疑者の態度などを考慮要素として総合的に判断する傾向にある（**最決平 6.9.16**、東京高判平 19.9.18、東京高判平 22.11.8、東京高判平 26.12.18 等）。○

・留め置きの適法性を判断するに当たり、純粹に任意捜査として行われている段階と、警察官が被疑事実の嫌疑が高いと判断して強制採尿令状などの令状請求の準備に取り掛かった段階とを区別して、後者の段階の方が留め置きの適法性が広く認められるとする見解がある（**二分論・東京高判平 22.11.8**）。しかし、警察官による嫌疑の判断時点を境界として留め置きの適法性に違いが生じることが説得力のある立論とはいえないとの批判がされている（**東京高判平 26.12.28**）。

例：職務質問の際の有形力の行使の適法性と、その後の留め置きの適法性が問題となった事案の判例がある。駐在所に意味不明の電話をかけてきて覚せい剤使用の疑いがあるAの自動車を警察官が停止させて、警察車両2台をAの車両の前後に停止した。積雪で路面が滑りやすい状況で、挙動不審で覚せい剤使用の疑いがある者が自動車を発進するのを阻止するために、警察官が自動車の窓から手を入れてエンジンキーを抜き取った行為は、警職法2条1項に基づく職務質問を行うため停止させる方法として必要かつ相応な行為であるなどとして違法とした。

**その後**、警察無線でAに覚せい剤取締法違反の前科が4犯あることが判明し、強制採尿令状の発付を請求して執行するまで、その場に約6時間半以上もAを留め置いた措置は、当初は適法であったが、Aの覚せい剤使用の嫌疑が濃厚であったことを考慮しても、任意同行を求めるための説得行為としてはその限度を超え、

Aの移動の自由を長時間にわたり奪った点において任意捜査として許容される  
範囲を逸脱したものと違法といわざるを得ないとした。(後掲**最決平**  
**6.9.16**)。○

\*設問2

### 3 接見交通権

(1) 接見交通権の意義

- **接見交通権**とは、身体の拘束を受けている被疑者・被告人が、弁護人または弁護人となろうとする者と、立会人なく面会したり、書類や物の授受をしたりできる権利をいう(39I)。◇
- 接見交通権は、身体を拘束された被疑者が弁護人の援助を受けるための刑事手続上最も重要な基本的権利に属するものであるとともに、弁護人からいえばその固有権として最も重要なものの1つであり(最判昭53.7.10)、接見交通権は、弁護人依頼件を保障する憲法34条の趣旨にのっとり、身体の拘束を受けている被疑者が弁護人等と相談し、その助言を受けるなど弁護人等から援助を受ける機会を確保する目的で設けられたものであり、その意味で、刑訴法39条1項の規定は、憲法の保障に由来するものである(最大判平11.3.24)。◇

参考条文

- 39 条 身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者(弁護士でない者にあつては、第三十一条第二項の許可があつた後に限る。)と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。
- 2 項 前項の接見又は授受については、法令(裁判所の規則を含む。以下同じ。)で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。
- 3 項 検察官、検察事務官又は司法警察職員(司法警察員及び司法巡查をいう。以下同じ。)は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に關し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するよなものであつてはならない。

## (2) 接見指定

### ア 接見指定の要件

→接見交通権は、①捜査のために必要があるときは、②公訴提起の前に限り、接見の日時、場所および時間を指定することができる(39Ⅲ)。◇

関連問題：H28司法論文刑事系第2問設問2

・刑訴法39条3項が接見指定の要件の1つとして定める「捜査のために必要があるとき」とは、現に被疑者を取調べ中であるとか、実況見分、検証等に立ち会わせる必要がある等、捜査の中断による支障が顕著な場合をいう(最判昭53.7.10)。捜査の中断による支障が顕著な場合には、間近いときに取調べ等をする確実な予定がある場合も含まれる(最判平3.5.10)。◆

### ・最大判平11.3.24 接見指定の要件◇

本決定は、昭和53年判決と平成3年判決をまとめた判例となる。刑訴法三九条は、前記のように一項において接見交通権を規定する一方、三項本文において、「検察官、検察事務官又は司法警察職員(司法警察員及び司法巡査をいう。以下同じ。)は、捜査のために必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。」と規定し、接見交通権の行使につき捜査機関が制限を加えることを認めている。この規定は、刑訴法において身体の拘束を受けている被疑者を取り調べることが認められていることと(一九八条一項)、被疑者の身体の拘束については刑訴法上最大でも二三日間(内乱罪等に当たる事件については二八日間)という厳格な時間的制約があること(二〇三条から二〇五条まで、二〇八条、二〇八条の二参照)などにかんがみ、被疑者の取調べ等の捜査の必要と接見交通権の行使との調整を図る趣旨で置かれたものである。そして、刑訴法三九条三項ただし書は、「但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。」と規定し、捜査機関のする右の接見等の日時等の指定は、必要やむを得ない例外的措置であつて、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限することは許されない旨を明らかにしている。

このような刑訴法三九条の立法趣旨、内容に照らすと、捜査機関は、弁護人等から被疑者との接見等の申出があつたときは、原則としていつでも接見等の機会を与えなければならないのであり、同条三項本文にいう「捜査のために必要があると

き」とは、右接見等を認めると取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に限られ、右要件が具備され、接見等の日時等の指定をする場合には、捜査機関は、弁護人等と協議してできる限り速やかな接見等のための日時等を指定し、被疑者が弁護人等と防禦の準備をすることができるような措置を採らなければならないものと解すべきである。そして、弁護人等から接見等の申出を受けた時に、捜査機関が現に被疑者を取調べ中である場合や実況見分、検証等に立ち会わせている場合、また、間近い時に右取調べ等をする確実な予定があつて、弁護人等の申出に沿つた接見等を認めたのでは、右取調べ等が予定どおり開始できなくなるおそれがある場合などは、原則として右にいう取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に当たると解すべきである(前掲昭和五三年七月一〇日第一小法廷判決、前掲平成三年五月一〇日第三小法廷判決、前掲平成三年五月三十一日第二小法廷判決参照)。

### イ 接見指定の内容の適否

→接見指定の前記要件を満たす場合であっても、さらに、具体的に指定された「日時、場所、及び時間」という接見指定の内容の合理性が要求される。

・なお、指定内容の適否の問題とは別に、指定の方法として指定書の交付まで必要なか、電話・口頭で足りるのかという指定方法の適否の問題も生じる。

### ・最判平12.6.13 接見指定の内容の適否◇

弁護人等の申出に沿つた接見等を認めただけでは捜査に顕著な支障が生じるときは、捜査機関は、弁護人等と協議の上、接見指定をすることができるのであるが、その場合でも、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならないのであつて(刑訴法39条3項ただし書)、捜査機関は、弁護人等と協議してできる限り速やかな接見等のための日時等を指定し、被疑者が弁護人等と防禦の準備をすることができるような措置を採らなければならないものと解すべきである。

とりわけ、弁護人を選任することができることができる者の依頼により弁護人となろうとする者と被疑者との逮捕直後の初回の接見は、身体を拘束された被疑者にに当たつての助言を得るための最初の機会であつて、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければならないとする憲法上の保障の出発点を成すものであるから、これを抑留又は拘禁されなければならないとする



速やかに行うことが被疑者の防衛のために特に重要である。したがって、右のような接見の申出を受けた捜査機関としては、前記の接見指定の要件が具備された場合でも、その指定に当たっては、弁護人とならうとする者と協議して、即時又は近接した時点で接見を認めても接見の時間を指定すれば捜査に顕著な支障が生じるとする者との指定に当たっては、弁護人とならうとする者と協議して、即時又は近接した時点で接見を認めても接見の時間を指定すれば捜査に顕著な支障が生じるのを避けることが可能かどうかを検討し、これが可能なときは、留置施設の管理運営上支障があるなど特段の事情のない限り、犯罪事実の要旨の告知等被疑者の引致後直ちに行うべきものとされ、引き続き指紋採取、写真撮影等所要の措置を終えた後において、たとえ比較的短時間であっても、時間を指定した上で即時又は近接した時点で接見を認めようとする者との初回の接見の機会を遅らせることには、被疑者が防衛の準備をする権利を不当に制限するものといわなければならない。

\*最判平 12.6.13 接見指定の内容の適否

1 検察官、検察事務官又は司法警察職員（以下「捜査機関」という。）は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人とならうとする者（以下「弁護人等」という。）から被疑者との接見又は書類若しくは物の授受（以下「接見等」という。）の申出があったときは、原則としていつでも接見等の機会を与えなければならないのであり、**刑法39条3項本文**にいう「**捜査のため必要があるとき**」とは、右接見等を認めると取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に限られる。そして、弁護人等から接見等の申出を受けた時に、捜査機関が現に被疑者を取調べ中である場合や実況見分、検証等に立ち会わせている場合、また、間近しい時に右取調べ等をする確実な予定があつて、弁護人等の申出に沿った接見等を認めたのでは、右取調べ等が予定どおり開始できなくなるおそれがある場合などは、**原則**として右にいう取調べの中断等により**捜査に顕著な支障**が生ずる場合に当たると解すべきである（前掲平成11年3月24日大法廷判決参照）。

右のように、弁護人等の申出に沿った接見等を認めたのでは捜査に顕著な支障が生じるときは、捜査機関は、弁護人等と協議の上、接見指定をすることができるのであるが、その場合でも、その指定は、被疑者が防衛の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならないのであつて**（刑法39条3項ただし書）**、捜査機関は、弁護人等と協議して**できる限り速やかな接見等のための日時等を指定**し、被疑者が弁護人等と防衛の準備をすることができような措置を採らなければならないものと解すべきである。

**とりわけ**、弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人とならうとする者と被疑者との**逮捕後の初回の接見**は、身体を拘束された被疑者にとつては、弁護人を選任を目的とし、かつ、今後捜査機関の取調べを受けるに当たつての助言を得るための**最初の機会**であつて、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければならないと抑留又は拘禁されないとする憲法上の保障の出発点成すものであるから、これを速やかに行うことが被疑者の防衛の準備のために**特に重要**である。したがつて、右のよう

な接見の申出を受けた捜査機関としては、前記の接見指定の要件が具備された場合でも、その指定に当たっては、弁護人とならうとする者と協議して、即時又は近接した時点で接見を認めても接見の時間を指定すれば捜査に顕著な支障が生じるとする者との指定に当たっては、弁護人とならうとする者と協議して、即時又は近接した時点で接見を認めても接見の時間を指定すれば捜査に顕著な支障が生じるのを避けることが可能かどうかを検討し、これが可能なときは、留置施設の管理運営上支障があるなど特段の事情のない限り、犯罪事実の要旨の告知等被疑者の引致後直ちに行うべきものとされ、引き続き指紋採取、写真撮影等所要の措置を終えた後において、たとえ比較的短時間であっても、時間を指定した上で即時又は近接した時点で接見を認めようとする者との初回の接見の機会を遅らせることには、被疑者が防衛の準備をする権利を不当に制限するものといわなければならない。

2 **これを本件についてみると**、〔中略〕前記事実関係によれば、午後四時四十五分ころには上告人市川の写真撮影等の手続が終了して取調べが開始され、山口課長は、午後五時ころまでには、上告人市川が救援連絡センターの弁護士を弁護人に選任する意向であることを知つており、同センターからの連絡によつて上告人内田が同センターの弁護士であることを容易に確認し得たものといふことができる。また、山口課長は、そのころには、森岡課長との協議により、上告人市川の取調べを一時中断して夕食を取らせることを予定していたものである。

そうすると、山口課長は、上告人内田が午後四時三十五分ころから午後五時四十五分ころまでの間継続して接見の申出をしていたのであるから、午後五時ころ以降、同上告人と協議して希望する接見の間を聴取するなどし、必要に応じ時間を指定した上、即時に上告人内田を上告人市川に接見させるか、又は、取調べが事実上中断する夕食時間の開始と終了の時刻を見計らい（午後五時四十五分ころまでは、上告人市川の夕食時間が始まつて相当時間が経過していたのであるから、その終了時刻を予測することは可能であつたと考えられる。）、夕食前若しくは遅くとも夕食後に接見させるべき義務があつたというのが相当である。

ところが、山口課長は、上告人内田と協議する姿勢を示すことなく、午後五時ころ以降も接見指定をしないまま同上告人を待機させた上、午後五時四十五分ころに至つて一方的に接見の日時を翌日に指定したものであり、他に特段の事情のうかがわれない本件においては、右の措置は、上告人市川が防衛の準備をする権利を不当に制限したものであつて、**刑法三九条三項**に違反するものといふべきである。そして、右の措置は、上告人市川の速やかに弁護人による援助を受ける権利を侵害し、同時に、上告人内田の弁護人としての円滑な職務の遂行を妨害したものと見て、**刑訴法上違法**であるのみならず、**国家賠償法**一条一項にいう違法な行為にも当たるといわざるを得ず、これが捜査機関として遵守すべき注意義務に違反するものとして、**同課長に過失があることは明らか**である。

3 伝聞証拠と非伝聞の区別～伝聞証拠の意義

(1) 伝聞法則をふまえた伝聞証拠の意義

ア 意義

→伝聞証拠は原則として証拠能力が否定される(320 I)。何が伝聞証拠といえるかは、伝聞法則の根拠から定義づけられる。すなわち、人の供述は、その人の知覚、記憶、表現、叙述の各過程を経て証拠化されるが、その各過程には誤りが入る可能性がある。そこで、誤判防止のために、公判廷外の供述を要証事実を立証するための証拠に用いるときは、知覚、記憶等の各過程に誤りがあるかが反対尋問によりテストされなければならない。そこで、**伝聞証拠**とは、裁判所の面前での反対尋問を経ていない供述で、その供述で要証事実を立証するにはその供述の内容の真実性が要求されるものをいうと考えられる。●

・伝聞証拠を、「裁判所の面前での反対尋問を経ていない供述で、要証事実を立証するにはその供述の内容の真実性が問題となるもの」と定義することもあるが、その意味は前述した伝聞証拠の定義と変わらない。○

・以上をふまえると、裁判所の反対尋問を経ていない供述でも、要証事実を立証するための証拠に用いるにつき、その供述の内容の真実性が要求されるものは**伝聞証拠**、その供述の内容の真実性が要求されないものが**非伝聞**ということになる。

そのため、人の供述が伝聞証拠となるか非伝聞となるかは、**要証事実との関係で相対的に**決まることになる。○

カ 立証趣旨と要証事実(立証事項)

→ここで司法試験の論文試験の問題文、出題の趣旨、採点実感で頻出の「要証事実」という用語の意味と「立証趣旨」という用語の意味を確認しておく。

・立証趣旨の意義 ◇

**立証趣旨**とは、証拠調べ請求の際に、証拠と証明すべき事実との関係を具体的に明示したものをいう(規則189 I参照)。例えば、実況見分調書の立証趣旨として「犯行現場の状況」などと記載されることがある。

・要証事実(立証事項)の意義 ○

**要証事実**とは、一般的には、証明の対象となる具体的な事実をいうが、多義的な用語であり、当該証拠によって直接証明されるべき事実(立証事項)といわれることもある。司法試験の論文試験における「要証事実」は、後者の意味で用いられることが多い。

・H27(採点実感)

書面が伝聞証拠に当たるか否かは、それによって証明しようとする要証事実ないし立証事項が何であるのかと関連して決まるといふ基本的理解を前提に、本件文書及び本件メモのそれぞれについて、丙の関与(丙と乙との共謀)を立証するためには、いかなる事実を証明しようとすることになるのか、その要証事実ないし立証事項との関係で、書面の記載内容の真実性が問題となるかどうかを具体的に検討し、伝聞法則が適用される場合には、さらに伝聞例外として証拠能力が認められるかどうかについても検討することを求めている。

・具体的事例における要証事実(立証事項)の捉え方 ○

パターン① ある証拠についての要証事項をどのように捉えるかについては、当事者主義的な訴訟構造を採用する刑訴法のもとでは、まずは、証拠調べ請求をした者が提示した立証趣旨を基準にして、当該証拠の内容や事実関係から合理的に判断すればよい。例えば、検察官が、Aを被告人とする殺人被告事件において、「AがBを包丁で刺しているのを見ました。」とのWの供述を録取した検面調書を「殺人の事実の存在」との立証趣旨で証拠調べ請求をした場合は、その検面調書による要証事実(立証事項)は、AがBを包丁で刺した事実とみることができる。

パターン② 上記Aの殺人被告事件において、検察官が、被害者役の警察官と被

告人とが犯行を再現している状況を撮影した写真を添付した写真撮影報告書を、「犯行再現状況」との立証趣旨で証拠調べ請求した場合、犯行再現の状況自体を立証しても、AがBを包丁で刺した事実を証明する上で役に立たないため、当該証拠による立証事項を、犯行を再現した事実とみることができない（事案は違いますが**最決平 17.9.27**を参照）。この問題については、**最決平 17.9.27**の最高裁の調査官解説には「当事者が設定した立証趣旨をそのまま前提にするとおおよそ証拠としては無意味になるような例外的な場合に、**実質的な要証事実**を考慮する必要がある趣旨と解される」と記載された部分が参考になる。同決定が、「**立証趣旨が『被害再現状況』、『犯行再現状況』**とされていても、**実質**においては、**再現されたとおり**の**犯罪事実の存在が要証事実**になるものと解される。」としたのは、被告人の犯行を立証するのに、被害を再現した状況や犯行を再現した状況を要証事実としても、おおよそ証拠としては無意味になるような**例外的な場合**に当たするため、**実質的な要証事実**が考慮されたものと考えられる。

**ただし**、犯行を再現した状況を報告する写真撮影報告書や実況見分調書であっても、犯行の様相が特殊であり、そのような態様での犯行が物理的に可能といえるかどうかということが問題となる事案においては、例えば、**犯行態様が現場の客観的な環境との関係で物理的に可能である事実**を立証することに意味があるため、この事実が当該証拠の要証事実（立証事項）となる（H21 司法論文の出題の趣旨を参照）。

パターン③ 問題文に「立証趣旨」が明示されていない事例においては（例：H27 司法論文の事例）、当該証拠の内容や本問の事実関係をみて、当該証拠から何が立証されれば、証拠調べ請求者が当該証拠による目的を達成できるのかという観点から当該証拠の立証事項（要証事実）を具体的に考えていくことになる。この点については、H27 司法論文の採点実感に「[設問2] 後段で問題となる書面の伝聞証拠該当性については、問題文により与えられた立証趣旨を前提に検討するのはなく、いわば検察官の立場に身を置いて、当該事件における証拠請求の狙いを踏まえた具体的な要証事実を自ら考えた上で検討することを求めている。」とあるのが参考になる。

\*設問 4

7 予定主張を具体化する被告人質問と弁論の制限

→公判前整理手続に付された事件の公判手続において被告人又は弁護人から新たな主張がされた場合、そのような主張を制限する明文の規定はないが、新たな主張がされるに至った経緯、新たな主張の内容等の諸般の事情を総合的に考慮し、前記主張明示義務に違反したものと認められ、かつ、公判前整理手続で明示されなかった主張に関して被告人の供述を求める行為（質問）やこれに応じた被告人の供述を許すことが、公判前整理手続を行った意味を失わせるものと認められる場合には、新たな主張に係る事項の重要性等も踏まえた上で、公判期日でその具体的内容に関する質問や被告人の供述が、刑法295条1項により制限されることがあり得るというのが判例である（**後掲最決平 27.5.25**）。▲

関連問題：H28 司法論文第2 問設問 4

・295 条 1 項

裁判長は、訴訟関係人のする尋問又は陳述が既にした尋問若しくは陳述と重複するとき、又は事件に關係のない事項にわたるときその他相当でないときは、訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り、これを制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求めめる行為についても同様である。

・最決平 27.5.25

和歌山市内の路上において自動車に故意に身体を接触させて示談金名目で運転者から金銭を詐取した詐欺被告事件の公判前整理手続において、被告人は犯人性を争い、犯行日時に、犯行場所におらず、大阪市西成区内の「自宅ないしその付近に存在した」とのアリバイを主張したが、それ以上の具体的な主張はせず、裁判所はその点について釈明を求めず、第1 審裁判所は、本件公訴事実に係る争点の整理結果を「争点は、被告人が本件詐欺行為を行った犯人であるか否かである。」と確認した。本件の争点は被告人が本件詐欺事件を行った犯人であるか否かであるということが確認された。公判手続開始後の被告人質問において、被告人が、弁護人の質問に対して、アリバイに関して、犯行日時である平成24年4月25日午後5時50分頃は大阪市西成区内の自宅でテレビを見ていたこと、午後4時30分頃は同区内の知人方にいた旨の供述をしたところ、検察官が、公判前整理手続における主張以外の主張であって本件の立証事項とは関連性がないとして異議の申立てをした。本件

では、被告人の前記供述を求める弁護人の質問が、刑訴法295条1項の「事件と関係のない事項」に当たるとして制限されるのが問題となった。決旨は後掲。  
(後掲最決平27.5.25)。▲

関連問題：H28司法論文第2問設問4

\*最決平27.5.25

(判旨)

1 省略

2 公判前整理手続は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため、事件の争点及び証拠を整理する手続であり、訴訟関係人は、その実施に関して協力する義務を負う上、被告人又は弁護人は、刑訴法316条の17第1項所定の主張明示義務を負うのであるから、公判期日においてすることを予定している主張があるにもかかわらず、これを明示しないということは許されない。こうしてみると、公判前整理手続終了後の新たな主張を制限する規定はなく、公判期日で新たな主張に沿った被告人の供述を当然に制限できるとは解し得ないものの、公判前整理手続における被告人又は弁護人の予定主張の明示状況(裁判所の求釈明に対する釈明の状況を含む。)、新たな主張がされるに至った経緯、新たな主張の内容等の諸般の事情を総合的に考慮し、前記主張明示義務に違反したものと認められ、かつ、公判前整理手続で明示されなかった主張に関して被告人の供述を求める行為(質問)やこれに応じた被告人の供述を許すことが、公判前整理手続を行った意味を失わせるものと認められる場合(例えば、公判前整理手続において、裁判所の求釈明にもかかわらず、「アリバイの主張をする予定である。具体的内容は被告人質問において明らかにする。」という限度でしか主張を明示しなかつたような場合)には、新たな主張に係る事項の重要性等も踏まえた上で、公判期日でその具体的内容に関する質問や被告人の供述が、刑訴法295条1項により制限されることがあり得るというべきである。

3 本件質問等は、被告人が公判前整理手続において明示していた「本件公訴事実記載の日時において、大阪市西成区内の自宅ないしその付近にいた。」旨のアリバイの主張に關し、具体的な供述を求め、これに対する被告人の供述がされようとしたものにすぎないところ、本件質問等が刑訴法295条1項所定の「事件に關係のない事項にわたる」ものでないことは明らかである。また、前記1(2)のような公判前整理手続の経過及び結果、並びに、被告人が公判期日で供述しようとした内容に照らすと、前記主張明示義務に違反したのもとも、本件質問等を許すことが公判前整理手続を行った意味を失わせるものとも認められず、本件質問等を同条項により制限することはできない。

・裁判官小貫芳信の補足意見

1 公判前整理手続の核心は、当事者に対し公判における主張・立証を予定している限り、それらを手の内に留めないことを求めることにあり、このことをなくしては公判前整理手続の存在理由はないといっても過言ではなく、主張明示義務は、主張についてこの核心を支えるものである。また、被告人は、弁

解する権利を有するが、訴訟上の権利は誠実にこれを行使し、濫用してはならない(刑訴規則1条2項)のであり、主張明示義務に意図的に反する権利行使はその濫用として許されない。したがって、法廷意見が例示するような、公判前整理手続の核心を畫し、弁解権の濫用と認められる事例については、刑訴法295条1項の「その他相当でない」ものとして制限されることがあり得ると解すべきである(以下略)

1  
第1 設問1 事例中2及び3の留め置き措置の適法性

2  
1 大声で意味不明な言葉を発するなど警職法2条1項の不審事由のある甲に  
3  
対する職務質問に引き続き、午前11時から始まった事例中2及び3の留め  
4  
置き措置は、覚せい剤使用者特有の様子があり覚せい剤事件で有罪判決を受  
5  
けたことが判明した甲につき、覚せい剤の使用・所持という特定の犯罪の任  
6  
意捜査としてされたものと考えられる（刑訴法197条1項本文）。無令状で  
7  
の任意捜査としての留め置きは、強制処分に当たる実質逮捕といえるような  
8  
ものあってはならず（憲法33条、刑訴法199条、令状主義）、実質逮捕に  
9  
至らないものでも警察比例の原則から必要かつ相当な限度で許容される。

10  
2(1) 留め置きが、実質逮捕に当たるかは、留め置きの時間、留め置きの態様、  
11  
被疑者の態度などの事情を考慮しつつ、被疑者の意思に反した身柄拘束とい  
12  
えるかにより判断することにする。

13  
(2) 本問をみるに、午前11時頃、Pは、警察署への同行と尿の任意提出を  
14  
拒んで警察署とは反対方向に歩き出した甲の前に立ち進路を塞いだ上、午前  
15  
11時20分と同11時25分にも、甲車を降りて歩き出した甲の前に立ち  
16  
ふさがっている。Pのこれら留め置きの態様は、甲の身体に触れるものでは  
17  
ない程度のものであり、「仕方がねえ。」あるいは、「警察にいくなら、ここに  
18  
いる。」などと述べて現場にとどまった甲の態度からも、渋々とはいえ自ら  
19  
の意思で現場に留まっていたものといえる。これら事情に加えて、ここまで  
20  
の留め置きの時間は30分以内と比較的短時間であることを考慮すると、こ  
21  
の時点での留め置きは、甲の意思に反した身柄拘束とはいえない。

22  
(3) さらに本問をみるに、Pらが令状の準備に入った後の午前11時30分、  
23  
Pが、2台のパトカーを甲車の前後各1メートルの位置に甲車を挟みこむよ

1	うに停車させて、甲の移動手段たる甲車を容易に移動できないようにした上
2	で、甲車を降りて歩き出した甲に対して、両手を広げて進路を塞ぎ、甲と体
3	が接触すると足を踏ん張り甲が前に進めないように制止した行為は、 <b>留め置</b>
4	<b>きの態様</b> として、午前11時頃のPの行為と比べると、甲の移動の自由を制
5	約する度合いが強い。しかし、甲は、「仕方ねえな。」と言って、渋々ながら
6	も自らの意思で甲車内に戻っているという <b>甲の態度</b> や、ここまでの <b>留め置き</b>
7	<b>の時間</b> も前記同様短時間であること考慮すると、この時点での留め置きは、
8	甲の意思に反した身柄拘束とはいえない。
9	(4) <b>午後1時及び午後4時</b> に、Pが、甲車を降りて2、3メートル歩いた甲
10	に対して、両手を広げて進路を塞ぎ、甲と体が接触すると足を踏ん張り甲が
11	前に進めないように制止した上に、胸部や腹部を前に突き出して甲を甲車の
12	運転席前まで押し戻した行為は、 <b>積極的直接的な有形力</b> を行使する点で <b>留め</b>
13	<b>置きの態様</b> として <b>非常に強度</b> であり、移動に関する甲の自由意思を著しく制
14	約するものである。また、甲は、 <b>午後1時</b> に「弁護士から帰っていいと言わ
15	れたので、帰るぞ」として明確に帰宅の意思を示していることや、 <b>午後1時</b>
16	と <b>午後4時</b> の前記Pの行為がされたことに対して「 <b>車から降りられねえの</b>
17	<b>か。</b> 」、「 <b>帰れねえのか。</b> 」との強い不満を示していた <b>甲の態度</b> からすると、留
18	め置きの間、甲が携帯電話で外部と自由に通話することができ、甲のある程
19	度の行動の自由があったことを考慮しても、甲は、 <b>午後1時以降はその場に</b>
20	<b>留まる意思が全くなかったもの</b> といえる。このような状況の下で、結果的に、
21	<b>留め置きの時間</b> が、午前11時から午後4時30分までと全体として長時間
22	となっていることは、強制採尿令状の準備に入ったのが午前11時30分と
23	比較的早期であることや、交通渋滞で令状執行が通常より1時間余分にかか

1 ったという事情から、留め置きが逮捕の時間制限を潜脱するためにされたと  
 2 はいえないことを考慮しても、客観的にみて身柄拘束性が強いものといえる。  
 3 以上のような、午後1時には帰宅の意思を示して、その場に留まることを  
 4 明確に拒否していた甲の態度や、Pによる留め置きの態様が積極的直接的な  
 5 有形力の行使として強度なものであることや、結果的には全体として約5時  
 6 間半の長きに及んだ留め置きの時間を総合考慮すると、本問留め置き措置は、  
 7 甲の意思に反した身柄拘束として実質逮捕に当たる。

8 3 以上より、留め置き措置は、無令状でなされた実質逮捕として違法である。

9 **第2 設問2 下線部①及び②の各措置の適法性**

10 1 (1) 検察官Sの①及び②の各措置が、Tからの接見交通権の申出に対する刑  
 11 訴法39条3項の接見指定として適法といえるかを検討する。

12 (2)ア 接見交通権は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、  
 13 日時等を指定することができる（39条3項本文）。接見交通権は、憲法3  
 14 4条の弁護人依頼権に由来する重要な権利であり、接見指定は、この権利と  
 15 被疑者の取調べ等の捜査の必要との調整を図る趣旨で置かれた必要やむを  
 16 得ない例外的措置といえる。このことから「捜査のため必要があるとき」と  
 17 は、間近い時に取調べをする確実な予定があつて、申出に沿った接見を認め  
 18 ると取調べが予定どおり開始できなくなるおそれがある場合や、既に開始さ  
 19 れている取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に限られる。

20 イ 上記のような接見指定の要件を満たす場合でも、指定内容が被疑者の防  
 21 御権を不当に侵害するものであつてはならない（39条3項但書）。とりわ  
 22 け、逮捕直後の初回の接見は、取調べを受けるに当たつての助言を得るため  
 23 の最初の機会であつて、被疑者の防御の準備のために特に重要である。そこ

1 で、(a) 弁護士等に即時または近接した時点における接見の必要性があり、(b)  
 2 捜査機関がそのための時間を確保することが可能であるときは、捜査の顕著  
 3 な支障を回避するのに必要な限度で、即時又は近接した時点における接見指  
 4 定をしなければならない義務が生じるものと考える。そして、この義務に違  
 5 反して接見を拒否したり、不合理な内容の接見指定をしたりした場合は、被  
 6 疑者が防御の準備をする権利を**不当に制限**するものとして39条3項但書  
 7 に違反し違法になると考える。

8 2 ①の措置の適法性

9 弁護士になろうとするTからの接見の申出が、被疑者Sによる弁解録取手  
 10 続の最中にされたものであり、その時点で接見を認めると取調べの中断によ  
 11 り捜査に顕著な支障が生ずるといえる。したがって、①の措置は、「**捜査の**  
 12 **ため必要があるとき**」にされたといえる。

13 次に、接見指定の内容をみるに、(a) Tの接見申出は、未だ自ら弁護士を選  
 14 任しておらず、容疑を否認している甲にとって逮捕直後に弁護士を選任して  
 15 助言を得る貴重な機会であり、弁護士等に即時または近接した時点における  
 16 接見の必要性が認められる。(b) Tの接見申出は、Sによる弁解録取手続の最  
 17 中にされており、弁解録取が中断すると時間制限内に勾留請求できなくなる  
 18 おそれがあるので、捜査機関は、即時の接見を実現するための時間確保まで  
 19 は要求されないが、近接した時点での接見として弁解録取手続が終わった時  
 20 点での接見のための時間確保が要求される。そして、Sは、弁解録取手続終  
 21 了までの予定時間30分と、Tが甲との接見を希望しているH警察署までの  
 22 移動予定時間約30分を見越した上で、若干の余裕をもたせて、当日午前1  
 23 1時を接見の日時として指定している。この指定は、Sとしては、申出から



1	<b>近接した時刻</b> をもって接見のための <b>日時を指定</b> したものとイえるため違法
2	な点はない。
3	以上より、 <u>①の措置は適法</u> である。
4	3 <u>②の措置の適法性</u>
5	Sが当初の指定を変更するために再度接見指定をした午前10時25分の
6	時点において、Sは甲の自白を得るための取調べを行おうと思立っていた。
7	そうすると、 <u>急なこととはいえ、間近い時に取調べをする確実な予定があつ</u>
8	<u>て、申出に沿った接見を認めると取調べが予定どおり開始できなくなるおそ</u>
9	<u>れがあり</u> <b>捜査に顕著な支障</b> が生ずる場合に当たるとイえる。したがって、②
10	の措置は、「 <b>捜査のため必要があるとき</b> 」にされたといえる。
11	次に、接見指定の内容をみるに、(a)弁解録取手続後、甲が「実は、お話し
12	したいことがあります。」などと述べおり、甲が自白する可能性が生じている
13	ため、その自白の効果につき弁護人から助言を受ける必要性が高まったとい
14	えため、 <u>即時または近接した時点における接見の必要性</u> が認められる状況に
15	ある。(b) <u>既に弁解録取手続により犯罪事実の要旨を告知されるなど引致後必</u>
16	<u>要な手続を終えて一区切りついているのであるから、Sが甲の自白を得るた</u>
17	<u>めの取調べをするまでの間に、たとえ短時間でも、捜査の顕著な支障を回避</u>
18	<u>できる限度で接見のための時間を確保することが可能</u> であり、その限度で接
19	見指定をする義務があつたといえる。にもかかわらず、Sが当初指定した午
20	前11時から午後零時30分以降と接見日時を変更した措置は、捜査の顕著
21	な支障を回避できる限度でされたものとはいえず、 <u>甲の防御の準備をする権</u>
22	<u>利を不当に制限</u> するものとして39条3項但書に違反し違法といえる。
23	以上より、 <u>②の措置は違法</u> である。

1  
**第3 設問3 下線部③の証言の証拠能力**

2  
1 下線部③の甲の証言が伝聞証拠として証拠能力が否定されるかを検討する。

3  
伝聞証拠は原則として証拠能力が否定される趣旨は（320条1項）、伝聞

4  
証拠が、人の知覚、記憶、表現、叙述の各過程を経て証拠化されたもので、

5  
各過程の誤りをチェックしないまま証拠として用いることで生じる誤判を防

6  
止するところにある。このような趣旨から、**伝聞証拠**とは、裁判所の面前で

7  
の反対尋問を経ていない供述で、その供述で要証事実を立証するにはその供

8  
述の内容の真実性が問題とされるものをいうと考える。

9  
人の供述が伝聞証拠に該当するかは、要証事実との関係で相対的に決まる

10  
ところ、何が当該供述の要証事実となるかは、供述の内容や公判前整理手続

11  
で整理された争点の内容、その他の事情から当該証拠によりどのような事項

12  
を立証することに意味があるのかという観点から考えていく。

13  
2 本問をみるに、下線部③にあらわれた甲の公判供述に含まれる乙の供述は、

14  
乙からビニール袋を受け取った甲に対して、帰宅途中に警察に見つからない

15  
ように助言し、甲が捕まると乙自身も刑務所に入ることになると述べるもの

16  
である。そして、公判前整理手続において、乙に覚せい剤の認識があったか

17  
という点が争点として整理されているところ、前記乙の供述の存在自体から、

18  
乙がビニール袋の中身が警察による取締りの対象となる法禁物であることを

19  
認識していたことを**推認**できる。そして、乙が甲にビニール袋を渡したとさ

20  
れる平成27年6月28日のわずか3日に、実際に甲が覚せい剤入りのビニ

21  
ール袋を所持していた事実にかんがみれば、乙が甲に渡したビニール袋の中

22  
に法禁物に当たる覚せい剤が入っていたことを乙が**認識**していたことを**推**

23  
**認**できる。以上のような③証言の内容や公判前整理手続で整理された争点の

1 内容，その他の事情からすれば，③証言により，それに含まれる乙の供述の  
2 存在自体が立証されれば，乙がビニール袋の中身が覚せい剤であることを認  
3 識していたとの争点にかかる事実を立証するのに役立ち証拠として意味がで  
4 る。以上より，③供述の内容や争点の内容に鑑みれば，③の供述の**要証事実**  
5 は，証言③のとおり乙の供述の存在といえる。

6 3 上記要証事実との関係で，甲の証言③の伝聞該当性を検討するに，甲の供  
7 述自体は公判廷における供述として反対尋問のチェックを受けるため伝聞証  
8 拠とはならない。甲の供述に含まれる乙の③供述は，その供述の存在自体が  
9 要証事実となることから，当該供述によりその要証事実を立証するには，供  
10 述の内容の真実性は問題とならない。したがって，③の証言は伝聞証拠には  
11 当たらない。

12 4 以上より，③の証言は伝聞証拠として証拠能力は否定されず，証拠能力が  
13 認められる。

#### 14 第4 設問4 下線部④の質問等の制限の可否

15 1 295条1項を根拠とする質問等の制限は，事件に関係がない事項にわた  
16 るなどの場合に，訴訟関係人の本質的権利を害さない限度で許容されるとこ  
17 ろ，公判前整理手続で主張されていなかった④の質問等が同条項の事件に関  
18 係がない事項にわたるものとして制限できるかを検討する。

19 2 公判前整理手続終了後の新たな主張を制限する規定はなく，公判期日で新  
20 たな主張に沿った被告人の供述を当然に制限できることにはならない。しか  
21 し，同手続の経過及び結果，公判期日でなされた質問等の内容，さらには，  
22 新たな主張がされるに至った経緯，新たな主張の内容の重要性などを考慮し  
23 て，当該質問等の主張を許容すると，充実した公判審理を実現するために公

1	判前整理手続を行った意味を失わせるものと認められる場合には、同条項の
2	「事件に関係がない事項にわたる」ものとして主張制限できると考える。
3	3 本問をみるに、公判前整理手続において、乙及び弁護士Uは、裁判所から
4	アリバイの主張について可能な限り具体的に明らかにされたいとの求釈明を
5	受けて、犯行があったとされる平成27年6月28日は終日、J県内の丙方
6	にいたとのアリバイの内容を具体的に釈明した結果、前同日に乙が乙方で甲
7	に覚せい剤を譲り渡したかどうか等という点が争点として確認された。この
8	ような同手続の経過及び結果がある中で、戊から手紙が届いて、犯行当日は
9	戊方でテレビを見ていたとの乙の公判供述の主張を許容すると、さらに裏付
10	け捜査が必要となり、公判審理が予定よりも長引くことは否定できない。し
11	かし、アリバイの主張は、乙の防御権という本質的権利として非常に重要な
12	ものである。乙は、同整理手続において、事件当日に乙方にいなかったとの
13	アリバイ自体の主張はしており、乙が当時、丙方にいたのか、戊方にいたの
14	かの違いは、犯行当日、乙が乙方にいたのかという整理された争点の中での
15	差異にすぎない。公判での乙の供述内容は、前回の公判期日後に届いた戊か
16	らの手紙がきっかけで思い出されたものであることから、公判前整理手続の
17	段階でその主張をすることは困難であったといえる。以上のような、同手続
18	の経過及び結果、公判期日でなされた質問等の内容、新たな主張がされるに
19	至った経緯、新たな主張の内容の重要性にかんがみると、④の質問等を認め
20	ても、同手続を行った意味を失わせるものとはいえない。
21	したがって、④の質問等を事件に関係がない事項にわたるものとして制限
22	することはできない。
23	以上







**れっく LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2016 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU16488